

電子マニフェスト操作体験セミナー開催

令和元年度電子マニフェスト操作体験セミナーが、6月5日（水）協会3階会議室において開催され、午前は18名、午後は19名が受講しました。

操作体験は（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）インストラクターの相宮良一氏を講師としてお招きし、実務同様パソコンを使い、JWセンターのホームページのデモシステムを活用して、導入時と同じ画面を見て操作をしていきます。

入力画面では、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3パターンを確認することができます。入力操作は仮データを使用して、各業者の画面にログインをして入力を行いますので、導入時にどこを、気をつけて入力していくのか、が事前に体験できます。

講師からは入力時に気をつける、英数の半角入力、ブラウザの「戻る」ボタンを押さない、入力完了後は必ず「登録」ボタンを押す、など実践で起こしやすいミスについて説明がありました。セミナーは実務担当者ということもあり、パソコン業務に慣れている女性の方が多く参加されていました。

導入のメリットとして、事務処理の効率化、法令の遵守、データの透明性、排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告の不要、について説明があり、産業廃棄物処理に関する情報は、電子マニフェストを通じて三者で共有されるため、常に処理の流れを把握・確認することができます。

- 電子マニフェスト使用の一部義務化等について
前々年度の特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を

除く。）の発生量が50トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を除く。）の処理を委託する場合のみ義務対象となります。

※2020年4月1日施行

特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を除く。）の発生量が、2018年度50トン以上、2019年度50トン未満の場合、2020年度は義務対象となるが2021年度は義務対象から外れるのか、については、義務対象となるか否かは年度ごとに判断しますので、特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を除く。）の発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れることとなります。

一方で、その後再び特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物を除く。）の発生量が年間50トン以上となった場合は、その翌々年度は再び義務対象となりますので、年間50トン以上となる可能性がある場合は引き続き電子マニフェストを使用することをお勧めします。

参照：環境省ホームページ Q & A



■ 日程

開催日	午前	午後	会場	申込開始日
6月5日（水）	操作体験セミナー 10:00～12:00	操作体験セミナー 13:30～15:30	協会3階会議室	5月7日
9月18日（水）	操作体験セミナー 10:00～12:00	操作体験セミナー 13:30～15:30	協会3階会議室	5月7日
11月28日（木）		導入実務説明会 14:00～16:00	名古屋国際会議場 2号館 221会議室	8月1日
12月3日（火）	操作体験セミナー 10:00～12:00	操作体験セミナー 13:30～15:30	協会3階会議室	8月1日